

日本農林規格の見直しについて

「畳表」

平成24年6月26日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 郡司 彰



日本農林規格の確認及び改正について（諮問）

下記1及び2の日本農林規格の確認並びに下記3から5までに掲げる日本農林規格の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 パン粉の日本農林規格（平成19年11月28日農林水産省告示第1491号）
- 2 生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成20年3月21日農林水産省告示第416号）
- 3 風味調味料の日本農林規格（昭和50年3月25日農林省告示第310号）
- ④ 畳表の日本農林規格（平成19年8月2日農林水産省告示第1017号）
- 5 製材の日本農林規格（平成19年8月29日農林水産省告示第1083号）

畳表の日本農林規格の見直しについて（案）

平成24年7月26日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」（平成24年2月農林物資規格調査会決定）に基づき、畳表の日本農林規格（平成19年8月2日農林水産省告示第1017号）について、標準規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

畳表の日本農林規格について、現在の製造の実情等を踏まえ、

- （1）耳毛の長さの基準値を変更する（特等、2等）
- （2）1㎡当たりの重量の基準値を変更する（特等）
- （3）1畳の畳表の長さの許容幅を変更する
- （4）畳表の標準品の設定方法を明確化する

等の改正を行う。

畳表の日本農林規格に係る規格調査の概要

1 品質の現況

(1) 製品の流通実態

畳表は、原料のいぐさを乾燥させて製織したものであり、畳の材料として使用される。樹脂やいぐさ以外の植物を製織した畳表はJAS規格の適用の範囲となっていない。

国産品の畳表は、いぐさの産地である熊本、福岡などで生産されている。また、供給数量の約8割は輸入品である。

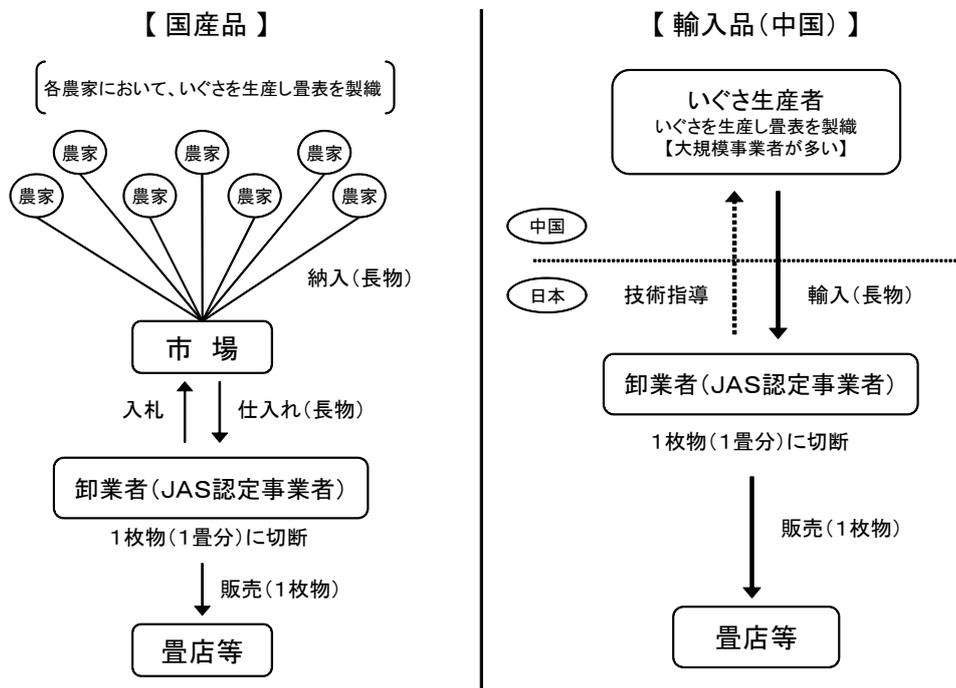


図1 畳表の流通経路

(2) JAS規格の基準

JAS規格で定められている主な品質項目は、以下のとおり。

表1 品質項目及びその設定理由

品質項目	設定理由
耳毛の長さ	織り面にいぐさの両端（根本及び先端）を除いた中央部分を使用し製織された畳表は上質なものとされている。そのため、一定の長さ以上のいぐさを使うことを保証するために規定しており、等級によって基準値を規定している。

1 m ² 当たりの重量	一定の本数以上のいぐさを織り込むことが畳表の品質（緻密さ、強度等）を保証することになる。そのために規定しており、等級によって基準値を規定している。
水分	カビ防止などの品質保持のため規定している。
品位（色合い、変色い、粒ぞろい、地合い、糸切れ、仕上げ、汚れその他の欠点、端止め）	一定の品質を保証するために規定している。 品位の数値化は困難であることから、1年ごとに標準品査定会を開催し、標準品を決めている。この標準品と比較して、格付を行う。

その他の品質項目として、幅、長さ、たて糸の種類、織り方の規定がある。

（3）品質の実態

JAS格付品とそれ以外のもの（以下「非JAS品」という。）の品質差を確認するために、JAS規格で規定している項目について調査を行った。その結果、JAS格付品については、全てJAS規格の基準を満たしていた。なお、一部の非JAS品については、JAS規格では認められていない着色の可能性が認められた。

2 生産の現況

（1）生産の状況

① 生産方法

畳表はいぐさを製織して生産する。いぐさの栽培方法及び畳表の製造工程は以下のとおり。

・いぐさの栽培方法

苗掘り → 株分け → 植付け → 先刈り → 網掛け → 刈取り → 泥染め
→ 乾燥

・畳表の製造工程

いぐさの選別 → 製織 → 長物（約20mの畳表） → 裁断
→ 畳表（格付対象品）

（参考）

・畳の製造工程

畳表の裁断 → 畳床に張る → かまちを縫う（畳床に畳表を縫いつける）
→ 畳縁をつける → 畳

② 生産量及び輸入量

国内生産数量及び輸入数量ともに、需要の減少に伴い減少が続いている。

表2 国内生産数量及び輸入数量の推移（平成18年～平成22年）（単位：万枚）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
国内生産数量(A)	688	493	479	432	405
輸入数量 (B)	1,875	1,862	1,677	1,560	1,537
供給数量(A)+(B)	2,563	2,355	2,156	1,992	1,942
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・主な輸入先は中国である。 ・供給数量は18年～22年で約25%減少している。 				

国内生産数量：農林水産省「作物統計」

輸入数量：財務省「貿易統計」（輸入重量を1.7kg/枚として算出）

注1：国内生産数量は、前年7月～当年6月の累計（主産県（熊本、福岡県）の合計）

注2：輸入数量は、暦年集計

(2) 格付の状況

畳表の認定製造業者数は平成24年1月現在73であり、格付数量は約200万枚で過去3年間大きな変動はない。たて糸の種類別では綿糸単芯のもの、等級別では2等のもの格付量が最も多い。

表3 格付状況の推移（平成20年度～平成22年度）

	平成20年度 (A)	平成21年度 (B)	平成22年度 (C)	増減 (C)-(A)
認定製造業者数	65	72	70	+5
格付数量(万枚)	184	191	201	+17
格付率(%)	8.5	9.6	10.4	+1.9
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・認定製造業者は、平成23年度に3者増え、73となった。 ・生産数量は減少しているが、格付数量、格付率は増加している。 			

認定製造業者数、格付数量：農林水産省調べ

格付率(%)：格付数量/供給数量(表2参照)×100

表4 格付内訳（平成20年度～平成22年度）

（単位：枚）

たて糸の 種類※		平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		特等	1等	2等	特等	1等	2等	特等	1等	2等
麻	単芯	2,734	19,921	46,924	2,249	17,762	39,761	1,128	19,045	34,168
	2本芯	120	24	264	0	36	1,250	0	60	1,344
綿	単芯	116	51,810	1,595,355	20	50,286	1,653,243	165	57,376	1,748,031
	2本芯	103	10,421	77,480	240	29,868	62,357	290	35,075	57,501
麻糸及び 綿糸の2 本芯		1,458	14,604	17,286	3,580	27,364	18,850	2,064	28,785	21,129

※たて糸の種類（麻糸：麻のみを原料とした糸、綿糸：綿を原料とした糸のうち綿以外の繊維の混紡率が50%未満のもの）

3 取引の現況

（1）取引の状況

畳表は、主に畳を製造する畳店が仕入れている。

（2）規格の利用状況

JAS規格に定める特等及び1等の畳表は、公民館、児童館等の公共機関、個人住宅などの畳に利用されている。また、1等及び2等の畳表は、「公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省）」に、畳の日本工業規格（以下「JIS A 5902」という。）の引用があり、JIS A 5902には、「畳表は、日本農林規格に定めるもの又は同等以上の品質のものとする」と規定されていることから、公共住宅の畳に利用されている。

4 使用又は消費の現況

(1) 使用又は消費の状況

畳表は、そのほとんどが畳を製造するための材料であるが、ごく一部は一般市販用の製品としてホームセンターなどで販売されている。

(2) 規格の利用状況

畳店は、公共住宅用の畳表を仕入れる際に、「公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省）」が入札条件になっていることから、JAS格付品又は相当品の畳表を利用している。また、公民館、児童館等の公共機関、個人住宅などから、畳の材料について、JAS格付された特等又は1等の畳表が要望されていることから、当該等級の畳表を利用している。

5 将来の見通し

畳表の供給数量は、畳を使用する部屋の減少等の影響により、国内生産数量及び輸入数量とも減少が続いていることから当面は今後も減少していくものと見込まれる。また、格付数量については若干増加しているが、過去3年間大きな変動はないため、公共住宅の入札条件に変更がなければ変動はないものと見込まれる。

6 国際的な規格の動向

平成23年12月現在、畳表に関する国際的な規格は制定されていない。

7 その他

認定製造業者から「1㎡当たりの重量の基準」、「長さの基準」等の改正、「品質の向上」の要望があった。

畳表の日本農林規格の改正案の概要

1. 規格の位置付け

畳表の日本農林規格は、公共住宅の畳の入札条件に J A S 格付品又は相当品の使用が規定されていることから、公共住宅では、一般的に J A S 格付品又は相当品が使用され、使用の合理化及び取引の単純公正化に貢献しており、「標準規格」として位置付けられる。

2. 改正案の概要

(1) 耳毛の長さの基準値の変更（第3条）

特等及び2等について、品質向上のため耳毛の長さの基準値を上げる。

(2) 1㎡当たりの重量の基準値の変更（第3条）

特等について、製造実態を考慮し、1㎡当たりの重量の基準値を下げる。

(3) 畳表の長さの許容幅の変更（別表1）

1畳の畳表から半畳の畳が2枚作成できるように、1畳の畳表の長さの許容幅を拡大する。

(4) 畳表の標準品の設定方法の明確化（第4条）

登録認定機関が責任を持って畳表の標準品を定めることができるように、品位の測定方法を変更する。

改 正 案		現 行	
畳表の日本農林規格		畳表の日本農林規格	
（適用の範囲）		（適用の範囲）	
第1条 （略）		第1条 この規格は、畳表（着色表及び青表を除く。）のうち、一枚物に適用する。	
（定義）		（定義）	
第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
用 語	定 義	用 語	定 義
原料いぐさ	(略)	原料いぐさ	刈取り後泥染め（いぐさを染土（いぐさの乾燥の促進及び変色の防止に効果がある土をいう。）の懸濁液に浸漬する作業をいう。）を行った上で乾燥させた畳表の原料となるいぐさをいう。
畳 表	(略)	畳 表	いぐさを緯とし、糸を経として製織したもの（上敷及びござの類を除く。）をいう。
着 色 表	(略)	着 色 表	着色剤（染料及び顔料をいう。以下同じ。）による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。以下同じ。）をしたいぐさを製織した畳表及び畳表であって着色剤による着色をしたものをいう。
青 表	(略)	青 表	七島いを緯として製織した畳表をいう。
長 物	(略)	長 物	連続的に製織した畳表であって、1畳分等（別表1の長さ以内をいう。以下同じ。）に相当するものとして切り加工を施していないものをいう。
一 枚 物	(略)	一 枚 物	連続的に製織した畳表であって、1畳分等に相当するものとして切り加工を施したものをいう。
幅	(略)	幅	側から側までの長さ（小目の部分を含み、耳毛の部分を除く。）をいう。
長 さ	(略)	長 さ	端から端までの長さをいう。
小 目	(略)	小 目	両側の目せき織り（1本糸で幅狭く織ることをいう。）をした部分をいう。

耳毛	(略)
つき出し	(略)
うら毛	(略)
通織り	(略)
1㎡当たりの重量	(略)
耳糸	(略)
麻糸	(略)
綿糸	(略)

(規格)

第3条 畳表の規格は、次のとおりとする。

区分	基準		
	特等	1等	2等
品幅	(略)	(略)	(略)
長さ	(略)	(略)	(略)
たて糸(耳糸を除く。以下同じ。)の種類	(略)	(略)	(略)
たて糸の本数	(略)	(略)	(略)

耳毛	製織されたいぐさの根元及び先端のうち、小目から出ている部分をいう。
つき出し	耳毛のうち、いぐさの根元部分をいう。
うら毛	耳毛のうち、いぐさの先端部分をいう。
通織り	いぐさが織り幅を十分引き通るように製織することをいう。
1㎡当たりの重量	一枚物の重量を1㎡当りに換算したものをいう。
耳糸	小目がほぐれないように耳毛の基部に施したたて糸(遊び糸)をいう。
麻糸	麻のみを原料とした糸をいう。
綿糸	綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率が50%未満のものをいう。

(規格)

第3条 畳表の規格は、次のとおりとする。

区分	基準		
	特等	1等	2等
品幅	別表1のとおりであること。	同左	同左
長さ	別表1のとおりであること。	同左	同左
たて糸(耳糸を除く。以下同じ。)の種類	麻糸又は綿糸であること。	同左	同左
たて糸の本数	別表1のとおりであること。	同左	同左

織り方		(略)	(略)	(略)	
耳毛の長さ	つき出し	8.0cm以上	(略)	4.0cm以上	
	うら毛	11.0cm以上	(略)	7.0cm以上	
1㎡当たりの重量	麻糸	単芯	0.92kg以上	(略)	
		2本芯	0.96kg以上	(略)	
	綿糸	単芯	0.88kg以上	(略)	
		2本芯	0.89kg以上	(略)	
麻糸及び綿糸の2本芯		0.93kg以上	(略)	(略)	
水分		(略)	(略)	(略)	
品位	色合い	色沢	(略)	(略)	
		色調	(略)	(略)	
		色段	(略)	(略)	
	変色い		(略)	(略)	(略)
	粒ぞろい		(略)	(略)	(略)
	地合い		(略)	(略)	(略)

織り方		通織りをしたものであること。	同左	同左	
耳毛の長さ	つき出し	7.0cm以上	5.0cm以上	3.0cm以上	
	うら毛	10.0cm以上	8.0cm以上	6.0cm以上	
1㎡当たりの重量	麻糸	単芯	0.94kg以上	0.87kg以上	
		2本芯	0.98kg以上	0.91kg以上	
	綿糸	単芯	0.90kg以上	0.82kg以上	
		2本芯	0.91kg以上	0.83kg以上	
麻糸及び綿糸の2本芯		0.95kg以上	0.88kg以上	0.81kg以上	
水分		13%以下	同左	同左	
品位	色合い	色沢	いぐさ固有の色沢を有すること。	同左	
		色調	特に優良であること。	優良であること。	
		色段	混入が全くないこと。	同左	
	変色い		混入が全くないこと。	同左	混入がほとんどないこと。
	粒ぞろい		特によいこと。	よいこと。	—
	地合い		特に密であること。	密であること。	同左

糸切れ、片ざしその他の織り傷	(略)	(略)	(略)
仕上げ	(略)	(略)	(略)
汚れその他の欠点	(略)	(略)	(略)
端止め	(略)	(略)	(略)

糸切れ、片ざしその他の織り傷	全くないこと。	同左	同左
仕上げ	優良であること。	良好であること。	おおむね良好であること。
汚れその他の欠点	全くないこと。	同左	ほとんどないこと。
端止め	容易にほつれないように適切にしてあること。	同左	同左

表示	一括表示事項	(略)
	表示の方法	(略)

表示	一括表示事項	次に掲げる事項を一括して表示してあること。 (1) 種類 (2) 等級 (3) たて糸の種類 (4) 原料いぐさの産地名 (5) 格付年月日 (6) 製織地名 (7) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）を表す文字
	表示の方法	1 一括表示事項の項の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 種類 別表1の幅の欄に掲げる区分に応じ、同表の種類欄に掲げる種類名を記載すること。 (2) 等級 特等にあつては「特等」と、1等にあつては「1等」と、2等にあつては「2等」と記載すること。 (3) たて糸の種類 製織に使用したたて糸が麻糸の単芯のものである場合にあつては「麻」と、麻糸の2本芯のものである場合にあつては「麻W」と、純綿糸（綿のみを原料とした綿糸をいう。以下同じ。）の単芯のものである場合にあつては「綿」と、純綿糸の2本芯のものである場合にあつては「綿W」と記載すること。

表示禁止事項	(略)

2 (略)

(測定方法)

第4条 前条第1項の表に掲げる基準における1㎡当たりの重量、水分及び品位についての測定方法は、次のとおりとする。

事 項	測 定 方 法

	<p>と、綿及び綿以外の繊維を混紡した綿糸（以下「混紡綿糸」という。）の単芯のものである場合にあつては「混紡」と、混紡綿糸の2本芯のものである場合にあつては「混紡W」と、純綿糸及び混紡綿糸の2本芯のものである場合にあつては「綿混紡W」と、麻糸及び純綿糸の2本芯のものである場合にあつては「麻綿W」と、麻糸及び混紡綿糸の2本芯のものである場合にあつては、「麻混紡W」と記載すること。</p> <p>(4) 原料いぐさの産地名 国産のものにあつては都道府県名を、輸入したのものにあつては原産国名を事実上即して記載すること。</p> <p>(5) 格付年月日 次のいずれかにより記載すること。 ア 平成19年4月1日 イ 19. 4. 1 ウ 190401 エ 2007. 4. 1 オ 07. 4. 1 カ 070401</p> <p>(6) 製織地名 畳表を製織した場所の地名について、国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。</p> <p>2 一括表示事項の項に掲げる事項の表示は、別記様式により、各量表ごとに端止めから6cm以内の箇所にしてあること。ただし、当該事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。</p>
表示禁止事項	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>(1) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示</p>

2 製織に使用するたて糸について、別表2の左欄に掲げる事項を、それぞれ同表の右欄に掲げる試験方法により測定した場合には、当該たて糸は、別表3に掲げる基準を満たさなければならないものとする。

(測定方法)

第4条 前条第1項の表に掲げる基準における1㎡当たりの重量、水分及び品位についての測定方法は、次のとおりとする。

事 項	測 定 方 法

1㎡当たりの重量	(略)
水分	(略)
品位	1年ごとに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第2条第5項に規定する登録認定機関(畳表についてのものに限る。)又は同項に規定する登録外国認定機関(畳表についてのものに限る。)の全てが協議して定める特等、1等及び2等の標準品との比較によるものとする。

別表1 (第2条、第3条関係)

種類	1種	2種	3種
幅	(略)	(略)	(略)
長さ	103cmの整数倍(ただし、3倍までに限る。)(+) <u>30</u> cm	98cmの整数倍(ただし、3倍までに限る。)(+) <u>30</u> cm	96cmの整数倍(ただし、3倍までに限る。)(+) <u>30</u> cm
たて糸の本数	単芯	(略)	(略)
	2本芯	(略)	(略)

(注) (+)を冠した数は、それぞれの長さの増が許容される範囲を示す。

別表2 (第3条関係)

たて糸の太さ	日本工業規格L1095(2010)(以下「一般紡績糸試験方法」という。)の9.4.1 <u>正量テックス及び番手</u> により求めた番手をたて糸の太さとする。
--------	--

1㎡当たりの重量	畳表の短辺(左右の耳毛(うら毛に限る。))の端から端までをいう。)及び長さを測定して面積を算出するとともに、畳表1枚の重量を測定する。算出した面積及び測定した重量を基に次式により算出した重量を単位面積(1㎡)当たりの重量とする。 $1\text{㎡当たりの重量(kg)} = \frac{\text{測定した重量(kg)}}{\text{算出した面積(㎡)}}$
水分	電気抵抗式迅速水分計による測定値を水分とする。
品位	1年ごとに別に定める特等、1等及び2等の標準品との比較によるものとする。

別表1 (第2条、第3条関係)

種類	1種	2種	3種
幅	95.0 (+) 0.5 cm	91.0 (+) 0.5 cm	89.0 (+) 1.0 cm
長さ	103cmの整数倍(ただし、3倍までに限る。)(+) <u>5</u> cm	98cmの整数倍(ただし、3倍までに限る。)(+) <u>5</u> cm	96cmの整数倍(ただし、3倍までに限る。)(+) <u>5</u> cm
たて糸の本数	単芯	134本	128本
	2本芯	268本	256本

(注) (+)を冠した数は、それぞれの長さの増が許容される範囲を示す。

別表2 (第3条関係)

たて糸の太さ	日本工業規格L1095(1999)(以下「一般紡績糸試験方法」という。)の9.4.1 <u>正量テックス・番手</u> により求めた番手をたて糸の太さとする。
--------	---

たて糸の引張り強さ	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の <u>9.5.1 J I S法のa)</u> 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた切断時の荷重をたて糸の引張り強さとする。
たて糸の伸び率	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の <u>9.5.1 J I S法のa)</u> 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた伸びのつかみ間隔に対する比（麻糸にあっては切断時、綿糸にあっては24.5N時）をたて糸の伸び率とする。
合糸本数	一般紡績糸試験方法の9.15より数の <u>9.15.1 J I S法</u> により解ねんし、目視で確認することができる単糸の数を合糸本数とする。
綿以外の繊維の混紡率	日本工業規格 L 1030-2 (2012) (繊維製品の混用率試験方法-第2部: 繊維混用率) の5.9.2正量混用率 a) 2種類の繊維混用の場合により求めた綿以外の繊維の正量混用率を綿以外の繊維の混紡率とする。

別表3 (第3条関係)

たて糸の種類	基 準				
	太さ (正量番手)	引張り強さ (N)	伸び率 (%)	合糸本数	綿以外の繊維の混紡率 (%)
麻 糸	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
綿 糸	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式 (第3条関係)

(略)

たて糸の引張り強さ	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の <u>9.5.1</u> 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた切断時の荷重をたて糸の引張り強さとする。
たて糸の伸び率	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の <u>9.5.1</u> 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた伸びのつかみ間隔に対する比（麻糸にあっては切断時、綿糸にあっては24.5N時）をたて糸の伸び率とする。
合糸本数	一般紡績糸試験方法の <u>9.15より数</u> により解ねんし、目視で確認することができる単糸の数を合糸本数とする。
綿以外の繊維の混紡率	日本工業規格 L 1030-2 (2006) (繊維製品の混用率試験方法-第2部: 繊維混用率) の5.9.2正量混用率 a) 2種類の繊維混用の場合により求めた綿以外の繊維の正量混用率を綿以外の繊維の混紡率とする。

別表3 (第3条関係)

たて糸の種類	基 準				
	太さ (正量番手)	引張り強さ (N)	伸び率 (%)	合糸本数	綿以外の繊維の混紡率 (%)
麻 糸	麻番手5番手(ジュート番手9.6番手)の太さ以上	49.0以上	5.0以下(切断時)	—	—
綿 糸	綿番手20番手の太さ以上	27.5以上	12.0以下(24.5N時)	4以上	50未満

別記様式 (第3条関係)

種 類
等 級
た て 糸 の 種 類
原料いぐさの産地名
格 付 年 月 日
製 織 地 名
製 造 者

備考

(略)

附 則

(経過措置)

第4条における品位の測定方法については、平成27年3月31日までは、なお従前の方法による。

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
- 3 この様式中「原料いぐさの産地名」とあるのは、これに代えて「いぐさの産地名」又は「産地名(いぐさ)」と記載することができる。
- 4 表示を行う者が販売業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」又は「輸入者」とすること。

パブリック・コメント等募集結果

豊表の日本農林規格の一部改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H24. 5. 16～6. 14）

受付件数 なし

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H24. 4. 26～6. 25）

受付件数 なし